

おきなわ事業者復活支援金

沖縄県実施

おきなわ事業者復活支援金
(事業復活支援金の上乗せ給付)

【おきなわ事業者復活支援金】（令和4年度新規事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が、2018年11月から2021年3月までの同月比で30%以上または50%以上減少し、国が実施する「事業復活支援金」を受給した県内事業者（沖縄県内に住所を有する個人事業者または本店を有する法人）を対象に、売上高減少率、事業形態、売上規模に応じて県独自の支援金を給付する。

【給付上限額】

売上高減少率	個人	法人（年間売上高）		
		（1億円以下）	（1億円超～5億円以下）	（5億円超）
▲50%以上	10万円	20万円	30万円	50万円
▲30%以上～50%未満	6万円	12万円	18万円	30万円

【給付対象期間 2021年11月～2022年3月のうち、いずれかの一月】

対象者：国の事業復活支援金を受給した県内事業者
(沖縄県感染拡大防止対策協力金を受給した飲食店等を除く)
対象者数：19,300件
予算額：2,133,836千円
受付期間：令和4年5月末頃～



経済産業省実施

事業復活支援金

【事業復活支援金】

新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が、2018年11月から2021年3月までの同月比で30%以上または50%以上減少した事業者に対して、5ヶ月分の売上減少相当額を給付上限額とした支援金を支給する。

【給付上限額】

売上高減少率	個人	法人（年間売上高）		
		（1億円以下）	（1億円超～5億円以下）	（5億円超）
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上～50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

【給付対象期間 2021年11月～2022年3月】